

大分県報

平成三十年
第二九五〇号
一月十九日

（金曜日）

目次

告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）	一
土地改良事業計画変更認可申請適当の決定及び縦覧	二
地籍調査の成果の認証	二
道路区域の決定	二
道路区域の変更	二
道路の供用開始（二件）	三
教育委員会告示	三
平成三十年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項	三

○告示

大分県告示第十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年一月四日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 べっぴん未来塾
- 三 代表者の氏名
川 浪 佳 恵
- 四 主たる事務所の所在地

平成三十年一月十九日

別府市大字鉄輪二番地の十八
定款に記載された目的

この法人は、一般の市民に対して、地域における生活情報、歴史、文化等を学び知るための事業や、ユニバーサルデザイン思考の普及を図る事業などを行い、各個人が地域に魅力を感じ、能力を発揮できる「いきこちの良」社会づくりに寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

- 活動の種類の変更
事業の変更
会員に関する事項の変更
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年一月四日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 なかつ文化楽の会
- 三 代表者の氏名
中 道 祐 子
- 四 主たる事務所の所在地
中津市中央町一丁目八番三十六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、中津市とその周辺地域の文化活動・社会活動の機会の拡充と振興をはかり、地域の人々の豊かな成長に寄与することを目的とする。

大分県報（告示）

六 定款変更の内容

- 名称の変更
- 事務所の所在地の変更
- 目的の変更
- 活動の種類の変更
- 事業の変更
- 会員に関する事項の変更
- 役員に関する事項の変更
- 会議に関する事項の変更
- 資産及び会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更
- 公告の方法の変更

大分県告示第二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項及び第六項の規定により、次の土地改良区からの土地改良事業計画変更認可申請を適当と決定し、次のとおり土地改良事業変更計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し異議を申し出ることができる。

平成三十年一月十九日

大分県知事 広 瀬 貞

土地改良区名	所在地	事業名	縦覧期間	縦覧場所
岩戸井路土地改良区	豊後大野市	土地改良事業（維持管理計画書）	平三〇・一・一九から平三〇・二・八まで	豊後大野市役所

大分県告示第二十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

平成三十年一月十九日

大分県知事 広 瀬 貞

大分県知事	広	瀬	貞
-------	---	---	---

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
日出町	平二六・五・三〇から平二八・三・一四まで	速見郡日出町大字川崎の一部の地籍図及び地籍簿	速見郡日出町大字川崎の一部	平三〇・一・九

大分県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

大分県知事 広 瀬 貞

道路の種類及び路線名	区 間	敷地の幅員	延 長
一般国道二一二号	中津市本耶馬溪町落合字前田六〇一番一から中津市本耶馬溪町落合字神田九五六番四まで	メートル 一・一三・五 一・一三・八	メートル 一、〇四一・〇

大分県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十九日

大分県知事 広 瀬 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
県道字目清	佐伯市字目大字南田原字堂ヶ谷一	前	メートル 八・〇 六・五	メートル 四五・〇

川線	八八七番四〇地内	後	二・三・〇 〆・六・五	四五・〇
----	----------	---	----------------	------

大分県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道小挾間大分線	大分市大字賀来字御坊迫二〇六六番地先内	平三〇・一・一九

大分県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成三十年一月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十年一月十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道宇目清川線	佐伯市宇目大字南田原字堂ヶ谷一八八七番四〇地内	平三〇・一・一九

〇教育委員会告示

大分県教育委員会告示第二号

平成三十年度大分県立学校実習助手採用選考試験特別選考を次の要項により実施する。

平成三十年一月十九日

大分県教育委員会
平成30年度大分県立学校実習助手採用選考試験特別選考実施要項
大分県教育委員会

1 目的

大分県立学校実習助手（水産（機関））を志望する者について、平成30年度採用に当たつての選考資料とするため、これを実施する。

2 求められる実習助手像

実験又は実習に関する専門的な事項について、教諭の職務を助けることのできる知識と実践的指導力をもち、かつ、職務に対する使命感にあふれる者

3 選考対象、採用予定者数及び職務の内容

志望種	採用予定者数	職務の内容
水産（機関）実習助手	1人	水産（機関）に関する実験又は実習について、教諭の職務を助ける。

4 受験資格

次の①から⑤までの全ての要件を満たす者に限る。

- ① 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
 - ② 昭和37年4月2日以降に生まれた者
 - ③ 県内のどこにいても起任できる者
 - ④ 自力で通勤が可能であり、かつ、介助なしに実習助手としての職務遂行が可能なる者
水産に関する学科の高等学校を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）
又はそれと同等以上の前記学科に関する学力を有すると認められる者であり、かつ、3級以上の海技士（機関）の海技免許を現に所有している者又は平成30年3月31日までに取得見込みの者
 - ⑤ 出願等手続
- (1) 願書受付期間及び提出方法等

願書受付期間	平成30年1月19日（金）から同月29日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
--------	---

提出方法は、次の①又は②とする。

平成三十年一月十九日

大分県報（告示・教育委告示）

①持参による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・5(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8：30～17：15とする。
②郵送による場合	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易書留とし、封筒の表に「実習助手願書在中」と朱書きすること。 ・平成30年1月29日(月) 必着のものまで有効とする。

- (2) 書類の提出先
 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階
 大分県教育庁 教育人事課 採用試験・免許班
 郵便番号870-8503 電話 (097) 506-5518
- (3) 提出書類

提出物	注意事項等
① 願 書	・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
② 受 験 票	・必要事項を記入すること。
③ 返信用封筒 2枚 (「受験票送付用」及び「選考結果通知用」)	<ul style="list-style-type: none"> ・82円切手を貼り、住所、氏名を明記すること(宛名は「〇〇様」とすること)。 ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付き封筒とする(両面テープ貼付可)。

(注意) ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。

- イ 願書と受験票は切り離さないこと。
 ウ 願書及び受験票は、大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) から入手できる。
 エ 受験料は不要である。

(4) 受験票の交付
 平成30年1月31日(水) 頃本人宛て発送する。平成30年2月2日(金) を過ぎても受験票が届かない場合は、5(2)の書類の提出先まで連絡すること。

- 6 選考試験
 (1) 期 日
 平成30年2月6日(火)
 (2) 試験場
 大分県庁舎新館9階 91会議室(大分市大手町3丁目1番1号)
 (注意) ア 受験者による県庁舎駐車場の利用はできない。

イ 試験場内及び試験場周辺は、禁煙である。

(3) 試験内容

試験	内 容 等
面接 I	・職務に関する口頭試問
面接 II	・人物評価に関する個人面接

なお、日程等の詳細は、受験票送付の際に通知する。

(4) 携行品

携行品	注意事項等
① 受験票	
② 自己紹介書	・黒ボールペンで丁寧に書くこと。
③ 筆記用具	・黒鉛筆又はシャープペンシル(HB程度)、消しゴム

(5) 試験結果
 選考試験の結果は、平成30年2月23日(金) (予定) 午前9時、大分県庁舎本館1階の県政掲示板(県民室横)に合格者の受験番号を掲示するとともに、別途受験者全員宛て文書で通知する。

また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/>) にも掲載する。

7 各試験の配点

試験	配 点
面接 I	100点
面接 II	150点

- 8 得点等の送付・開示
 受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する。
- 9 合格者の行う手続等
 合格者は、指定する日までに健康診断書(所定用紙)を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。
- 10 採用
 (1) 選考試験の合格者は、平成30年4月1日付けで採用するものとする。

(2) 選考試験の合格者であっても、大分県教育関係職員健康診断審査会の結果、「就労不可」と判断された場合は採用しない。

(3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、実習助手としてふさわしくない非遵行があった場合は、合格を取り消すことがある。

11 その他

携帯電話等は、試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。

平成三十年一月十九日

大分県報（教育委告示）

五